



みどり 水里ネット 児島湾 だより

第165号

平成26年6月1日 児島湾土地改良区 岡山市南区あけぼの町3番6号 ☎(086)262-0175



「丙川機場」の建屋とその内部（12頁に詳細解説）

電話番号のお知らせ（直通）

総務課	(086)262-0175 下記以外の事務全般（賦課徴収含む）
総務課会計係	(086)262-3919 会計経理全般
維持管理課	(086)262-0176 維持管理事業全般（県管理用排水機場関係）
施設管理課	(086)262-0310 基幹水利事業全般（藤田用水機場関係） 藤田用水管理事業全般、県営事業全般
農村整備課	(086)262-0177 土地改良事業全般（工事関係）
児島湾土地改良区 堤防管理事務所	(086)263-5244 (FAX) (086)267-3002 (086)267-3001 (FAX) 児島湖水位調整等（操作室）

◇もくじ◇

通常総代会挨拶……………	2
通常総代会への祝辞……………	3
(大森雅夫岡山市長)	
通常総代会提案趣旨説明……………	4
通常総代会開催……………	6
平成26年度賦課金・負担金……………	7
平成26年度予算……………	8
平成26年度土地改良事業計画……………	9
土地改良区検査の実施……………	10
事務局機構図……………	10
事務局人事異動……………	11
ゴミの投棄をなくしましょう……………	12
総代視察報告……………	13
転用等、地区除外に伴う決済金……………	16

平成25年度通常総代会挨拶

平成26年 3月 7日

理事長 宮 武 博



平成25年度通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日は皆様には、ご多忙の中を、早朝より多数ご出席いただき、誠にありがと

うございます。

皆様には日頃から児島湾土地改良区の運営につきまして色々ご尽力をいただいております、この場をおかりしまして改めて感謝申し上げます。

本日の総代会で審議いただきます案件は、既にご案内申し上げますとおり、17議案を提出しています。

これらの議案は、委員会、理事会において慎重なる審議をおこない、全会一致での提案であります。

総代各位には、十分なる審議をいただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

本年度を振り返ってみますと、大型台風のような自然災害もなく比較のおだやかな年でありました。

しかし、わたしたちの住む児島湾干拓地は、先人たちの苦勞の末に長年の干拓事業により造成した農地であり、また、この土地は数十メートルに及ぶ粘土層が堆積した地層であります。

このためもともと台風等の災害には弱い地域でありましたが、児島湾締切堤防の建設により、塩害・干害を除去し、高潮等の被害を

日常的に防ぐことができ、それにより安定した農業経営を営むことができる地域になりました。

そして児島湾締切堤防等の適正な操作管理により50年以上にわたり全国に誇れる農業地域として今日まで発展してまいりました。

児島湾土地改良区は、児島湾に汐止めの締切堤防を建設する推進母体として、また、完成後にはその維持管理に当たる団体として私たちの先人が苦勞を共にし、また、連帯と協調という志をもって設立されたことは、総代各位におかれましても、先代の方々から色々とお話を聞かされ、その歴史をよくご承知のことと思います。

そして今、時代は変わっても設立当時の志を大切に、今後もこの財産を次の世代へ継承していかなければならないと思っていますところでございます。そのためにも防災対策がますます重要になってくるものと理解しています。

昭和49年10月に堤防の無料通行が実現し、以後、県管理事業として当改良区において操作作業を受託し適正に操作・管理を行ってきており、今後も引き続き組合員の皆様方の付託に沿うよう堅実な操作・管理を行って参ります。

また、地域の農業基盤の充実強化を図るため、国・県・市の農業農村整備事業の予算を出来る限り獲得することに努め各種土地改良事業を実施することにより、農業基盤の整備を今後も進めて参ります。

次に、財政状況であります、平成22年度

に賦課金の改定をおこなっておりますが、支出につきましては職員給与を始め経費の縮減に勤めております。

総代各位には当改良区存続のため、役職員が一丸となって改良区としてすべき努力をしていることをご理解いただきまして、今後とも財政の健全化を図って参ります。

現下の厳しい農業情勢の中ではありますが、地区内における農業基盤の一層の整備充実と土地改良施設の適正な管理を継続して行うためにも、将来を見据えた組織の強化を図り、「水土里ネット児島湾」として、農家組合員に対し、今後ともその役割を果たして参り

たいと考えています。

次に、管内で実施されています県営かんがい排水事業都六区地区のパイプラインは、平成18年度から供用開始となり順調に稼動しております。また、都・大曲地区は平成26年度供用開始になりますが付帯工事完了までは仮管理ということで通水する予定であります。

その他二地区のパイプライン工事も、県の厳しい財政状況のもとではありますが、早期完成に向け鋭意進められています。

以上、簡単でございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

通常総代会へ祝辞

岡山市長
大森雅夫



児島湾土地改良区の平成25年度通常総代会が開催されますことをご喜び申し上げます。

また、皆様方には、日頃から「児島湾締切堤防」の適切な管理・運営や、管内土地改良事業の実施をはじめ、本市農政の推進に格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

岡山市では、「住みやすさ」「力強さ」「安全・安心」の3つの視点を大切に、皆様方と一緒に考え、一緒に行動しながら、魅力と活力あふれる都市づくりを進めており、農業の分野においても、岡山の豊かな水や恵まれた気候風土をいかした、活力ある農業の振興と消費

者にとって安全で安心な食の供給に取り組んでおります。

こうした取組を実りあるものとするためには、先人達が築いた広大な干拓地と温暖で農業に適した気候を活かし、水稻、麦類をはじめ、なす、レンコン、玉ネギ、レタス等の野菜栽培等、地域の特色を生かした農業を展開しておられる貴土地改良区の皆様方のお力が欠かせないものであります。

皆様方には、今後とも、岡山市の農業のさらなる振興と、政令指定都市・岡山のさらなる飛躍に向けて、一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴土地改良区の更なるご発展と、お集まりの皆様のご益々のご健勝を心よりお祈り申し上げます。

平成25年度通常総代会提案趣旨説明（要旨）

【議案第1号】平成25年度関係土地改良事業計画変更の議決について

予算の確定と事業実施に伴い内容を詳細に検討し変更するもので、繰越分を除き

地区数	39地区（変更なし）
前回事業費	573,800千円
変更事業費	572,930千円
減	870千円

に変更するものです。

【議案第2号】平成25年度㈱日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について

県営かんがい排水事業の事業計画の変更に伴い借入を

前回借入額	515,797千円
変更借入額	521,987千円
増	6,190千円

に変更するものです。



【議案第3号】平成25年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場の計画変更は、作業実施に伴い岡山市と協議の上変更するものです。

②藤田用水管理事業都六区地区の計画変更は、パイプラインの作業実績に伴い変更するものです。

【議案第4号】平成25年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について

一般会計では土地改良事業の変更と支出の俸給給与と視察研究費、諸税等の減額により賦課金調整基金繰出金と次年度繰越金等の増額がその変更の主なものです。

【議案第5号】平成25年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画変更の議決について

【議案第6号】平成25年度特別会計児島湾締

切堤防樋門開門操作等委託作業収支補正予算の議決について

作業実施に伴い、岡山県と協議の上増額変更するものです。

【議案第7号】定款の変更並びに規約の改正の議決について

本件は昨年12月の土地改良区検査において口頭での指摘を受けましたものの改正であります。

【議案第8号】平成26年度関係土地改良事業計画の議決について

農業基盤整備促進事業	6地区
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	2地区
小規模土地改良事業	2地区
非補助土地改良事業	26地区
合計	36地区

当初計画事業費 5億4千35万8千円

これは関係機関へ予算要求をしている額であります。

【議案第9号】平成26年度㈱日本政策金融公庫資金借入計画の議決について

議案第8号の土地改良事業計画に伴います公庫資金の借入計画及び管内の県営事業4地区を含めて、当初借入計画額4億7千239万6千円を㈱日本政策金融公庫より借入するものです。

【議案第10号】平成26年度藤田用水管理事業実施計画の議決について

①基幹水利施設管理事業藤田・大曲用排水機場の計画は作業内容に沿って調整し岡山市が実施計画を作成し示されたものです。

②藤田用水管理事業都六区地区と都・大曲地区の計画はパイプラインの管理運用規程の定めるところにより実施計画を作成したものです。



【議案第11号】平成26年度一般会計・特別会計収支予算の議決について

一般経常費	163,329千円
当初予算案	1,922,485千円

となり、予算の内容につきましては、平成26年度の土地改良事業、借入償還を除き前年度予算より変わった主な経常費ですが、支出では、役員さんの視察研修費を計上しています。これは役員と総代の研修を交互に予算計上しており平成26年度は役員さんの研修費を57万円計上しています。その他の支出につきましては前年度を踏襲した予算になっています。経常費につきましては、必要最小限の予算編成としており、1億6,332万9千円です。

次に収入ですが、平成26年度の賦課金は1,000㎡当たり2,000円で計上しています。平成25年度の徴収率は2月末現在で99.85%であります。運用資金として賦課金収入が入るまでの間、賦課金調整基金から3千万円を上限として取り崩しをおこない、収入金が入った時点で基金に戻し入れる予算組みをしています。これにより借入利息の軽減をおこなうものです。



【議案第12号】平成26年度役員報酬の議決について

前年とおりの内容です。

【議案第13号】平成26年度賦課金・負担金等徴収の議決について

賦課金ですが、賦課基準を1,000㎡当たり2,000円とし、4月1日現在地区内にあります農地に地積割に賦課します。

藤田用水維持管理賦課金は、賦課基準を1㎡当たり1円20銭とし、都六区地区と都・大曲地区と曾根・中畦地区の一部に地積割により賦課します。

県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の事

業賦課金を、賦課基準を1㎡当たり3円とし、錦六区地区に地積割に賦課します。

以上については7月31日を徴収期日と定め全期徴収をいたします。

また、農家負担軽減財源1千万円の負担金は、例年どおり覚書により関係自治体分を管理連絡協議会より徴収いたします。

【議案第14号】平成26年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画の議決について

【議案第15号】平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等委託作業収支予算の議決について

以上2件については、平成26年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託に関連する案件であります。この作業計画は、作業実績及び長期整備計画等により岡山県に要求したものに基つき示されたものです。



【議案第16号】平成26年度一時借入金の議決について

前年と同様で年度内歳計現金に不足を生じたとき、必要に応じ随時借入をおこなうもので、借入限度額を1億円と定めるものです。

【議案第17号】平成26年度歳計現金預入先の議決について

前年と同様岡山市内に本支店を置く農林系金融機関、都市銀行、地方銀行等を預金先とし、預金を分散して預け入れる体制にしておくものです。

以上が本日提案いたしております各案件に対する概略の提案趣旨説明であります。

後程議案審議の際、担当より詳細に説明させますので、総代各位にご意見、ご示唆をいただきご承認を賜りますようお願い申し上げます。本日の提案趣旨説明といたします。

◇平成25年度通常総代会の開催について

平成25年度通常総代会が、平成26年 3月 7日（金）午前 9時から児島湾土地改良区 4階大会議室において総代72名、役員14名出席のもとで開催されました。当日の議長には「三谷一」総代が選任され、宮武理事長の挨拶の後、岡山市長の大森雅夫様からのメッセージを朗読しました。次に宮武理事長が提案趣旨説明を行い、議案審議に入り、提出された17議案が賛成多数で原案どおり可決決定されました。

提出議案は次のとおりです。

I 議 案

- | | |
|---------|---|
| 議案第 1 号 | 平成25年度関係土地改良事業計画変更の議決について |
| 議案第 2 号 | 平成25年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について |
| 議案第 3 号 | 平成25年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について |
| 議案第 4 号 | 平成25年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について |
| 議案第 5 号 | 平成25年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画変更の議決について |
| 議案第 6 号 | 平成25年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支補正予算の議決について |
| 議案第 7 号 | 定款の変更並びに規約の改正の議決について |
| 議案第 8 号 | 平成26年度関係土地改良事業計画の議決について |
| 議案第 9 号 | 平成26年度(株)日本政策金融公庫資金借入計画の議決について |
| 議案第10号 | 平成26年度藤田用水管理事業実施計画の議決について |
| 議案第11号 | 平成26年度一般会計・特別会計収支予算の議決について |
| 議案第12号 | 平成26年度役員報酬の議決について |
| 議案第13号 | 平成26年度賦課金・負担金等徴収の議決について |
| 議案第14号 | 平成26年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託計画の議決について |
| 議案第15号 | 平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算の議決について |
| 議案第16号 | 平成26年度一時借入金の議決について |
| 議案第17号 | 平成26年度歳計現金預入先の議決について |

組合費は口座振替をご利用下さい

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山と中国銀行がご利用できます。口座振替をしていただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡下さい。

◇平成26年度賦課金・負担金について

平成26年度賦課金・負担金は次のとおりです。

1. 賦課金

平成26年度児島湾土地改良区賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	賦課金	2,000円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり2円を単位として賦課面積 (平成26年4月1日現在)に乗算する。	
	内 訳	一般経常費	1,830円
		堤防維持管理負担金	170円
		計	2,000円

注 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の規定に基づき、円の単位まで徴収いたします。

2. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都六区地区》

平成26年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都六区地区から賦課徴収するものとする。

- ◎ 1,000㎡当たり 維持管理賦課金1,200円
- ◎ 賦課基準 賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積
(平成26年4月1日現在)に乗算する。
ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3. 藤田用水維持管理賦課金《藤田都・大曲地区》

平成26年度藤田用水維持管理賦課金は1,000㎡当たりの賦課基準を次のとおりとして、藤田都・大曲地区及び中畦・曾根地区の一部農地から賦課徴収するものとする。

- ◎ 1,000㎡当たり 維持管理賦課金1,200円
- ◎ 賦課基準 賦課に当たっては、1㎡当たり1円20銭を単位として賦課面積
(平成26年4月1日現在)に乗算する。
ただし、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4. 県営事業賦課金《藤田錦六区地区》

県営かんがい排水事業藤田錦六区地区の平成26年度県営事業賦課金の賦課基準を次のとおりとして、藤田錦六区地区から賦課徴収するものとする。

◎	1,000㎡当たり	賦課金	3,000円
◎	賦課基準	賦課に当たっては、1㎡当たり3円を単位として賦課面積 (平成26年4月1日現在)に乗算する。	
	内 訳	県営事業賦課金	2,500円
		県営事務賦課金	500円
		計	3,000円

上記の賦課金は、平成25年度から平成28年度までの4年間、同一基準で賦課徴収を行う。

賦課された組合員から一括前納(預託)の届出があった場合は、受けるものとする。

また、この賦課金は特別会計で処理する。

5. 農家負担軽減財源1,000万円負担金徴収については次のとおりとする。

平成26年度負担区分

覚書による自治体関係	岡山市	9,213千円
	玉野市	787千円
	計	10,000千円

6. 徴収期日

平成26年7月31日 (全期徴収)

7. 徴収委託先

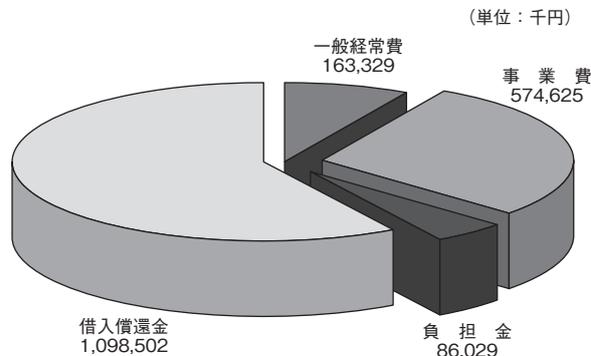
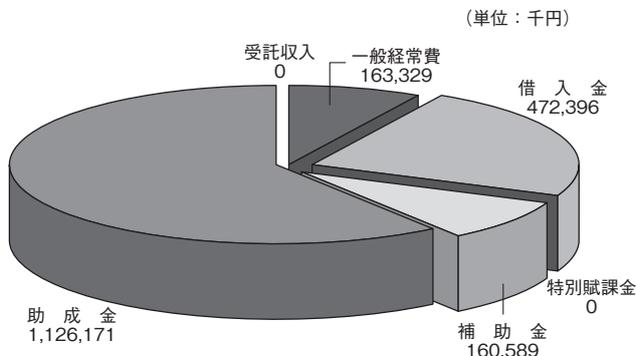
- ①岡山市農業協同組合
- ②岡山市浦安土地改良区
- ③中国銀行
- ④トマト銀行
- ⑤理事・監事・総代

◇平成26年度一般会計予算について

【一般会計】

収入合計 1,922,485千円

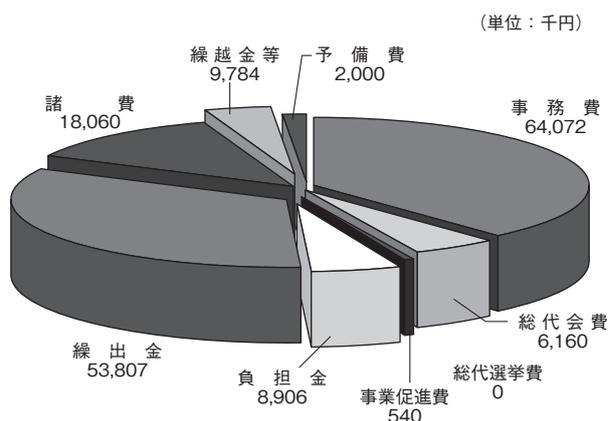
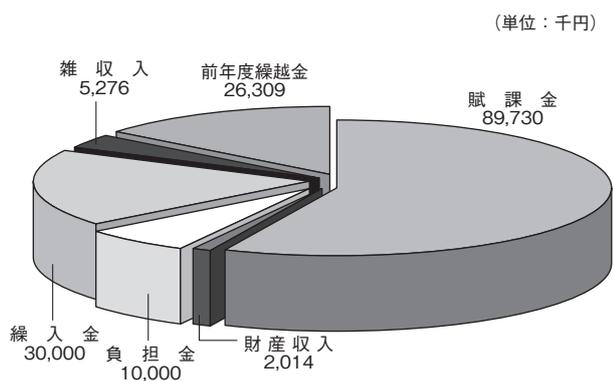
支出合計 1,922,485千円



【一般経常費】

収入合計 163,329千円

支出合計 163,329千円



◇平成26年度藤田用水管理事業特別会計収支予算

[収入] (単位：千円)

科目	金額
作業受託収入	69,012
管理賦課金	9,236
雑収入等	3
合計	78,251

[支出] (単位：千円)

科目	基幹水利施設	藤田用水	その他
点検整備費	1,956		
施設管理費	21,483	5,160	
施設費	853	438	
調査費	320		
諸油脂費	163	196	
整備補修費	19,388	50	
電力費	22,750	1,339	
諸費	1,140	1,017	3
整備積立金		1,033	
消費税	959	3	
小計	69,012	9,236	3
合計			78,251

◇平成26年度特別会計児島湾締切堤防樋門閘門操作等委託作業収支予算

[収入] (単位：千円)

科 目	金 額
前年度繰越金	3,000
作業受託収入	309,250
雑収入等	545
計	312,795

[支出]

(単位：千円)

科 目	防 潮 水 門	関 連 機 場	児 島 湖 管 理	そ の 他	計
点検整備費	2,161	4,701		962	7,824
施設管理費	97,912	28,974			126,886
施設費	5,604	8,326	11,462		25,392
調査費	104				104
諸油脂費	168	143		467	778
整備補修費	162	81,761			81,923
電力費	4,645	51,419		2,439	58,503
消費税				7,840	7,840
諸費				3,545	3,545
計	110,756	175,324	11,462	15,253	312,795

◇平成26年度土地改良事業計画について

平成26年度土地改良事業計画は、農業基盤整備促進事業、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、小規模、非補助の各事業を合計36地区、事業費54,035万8千円で計画し、関係機関に予算要求をしているものです。

◎農業基盤整備促進事業 [6地区 20,635万8千円]

地区名	北七区6条2、西七区3-4条、北七区10条、北七区12条、西七区4条、北七区4番

◎農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 [2地区 9,400万円]

地区名	西七区3条2、西七区5条1

◎小規模土地改良事業 [2地区 2,000万円]

地区名	川張西町1番川、宗津東町5番川

◎非補助土地改良事業 [26地区 22,000万円]

地区名	東畦21-3、内尾115、内尾1番中1号樋門、錦沖4北2、錦沖4南、錦中14樋門、錦中34樋門、錦六区汐廻4、錦六区横3番川樋門、都六区横1北2、都六区横1南2、鞆津川中川北樋門、鞆津川2、宮島上、西七区支線100号、西七区支線140号、北七区支線36号、北七区支線73号、北七区支線80号、北七区3番、西谷川沖1東樋門、西谷川丘1東樋門、宗津川丘2樋門、沖町11番川、宗津西町5番川、森崎丘4番川

土地改良区検査実施される



本検査会場での検査開始状況

土地改良法第132条第1項の規定に基づく土地改良区検査が、平成25年11月7日～8日の2日間と平成25年12月2日～6日の5日間、合計7日間にわたり実施されました。

土地改良区検査は3年に1度行われ、今回は農林水産省中国四国農政局の土地改良区検査官による検査を受けました。

検査は抜き打ちによる現物検査と日時指定による本検査で行われました。

現物検査では現金預金等の検査を受け管理が適正になされていることを確認していただきました。

本検査は、本土地改良区4階会議室で平成24年度と平成25年度の11月6日（検査基準日）までの定款・規約等による組織運営についてと事業及び会計経理の全般にわたる検査が行われました。

検査結果については、最終日の12月6日午後に現地講評を受け終了しました。

なお、検査結果は軽微な改善事項が1件ありましたが、4月の理事会で協議の上改善を行っています。

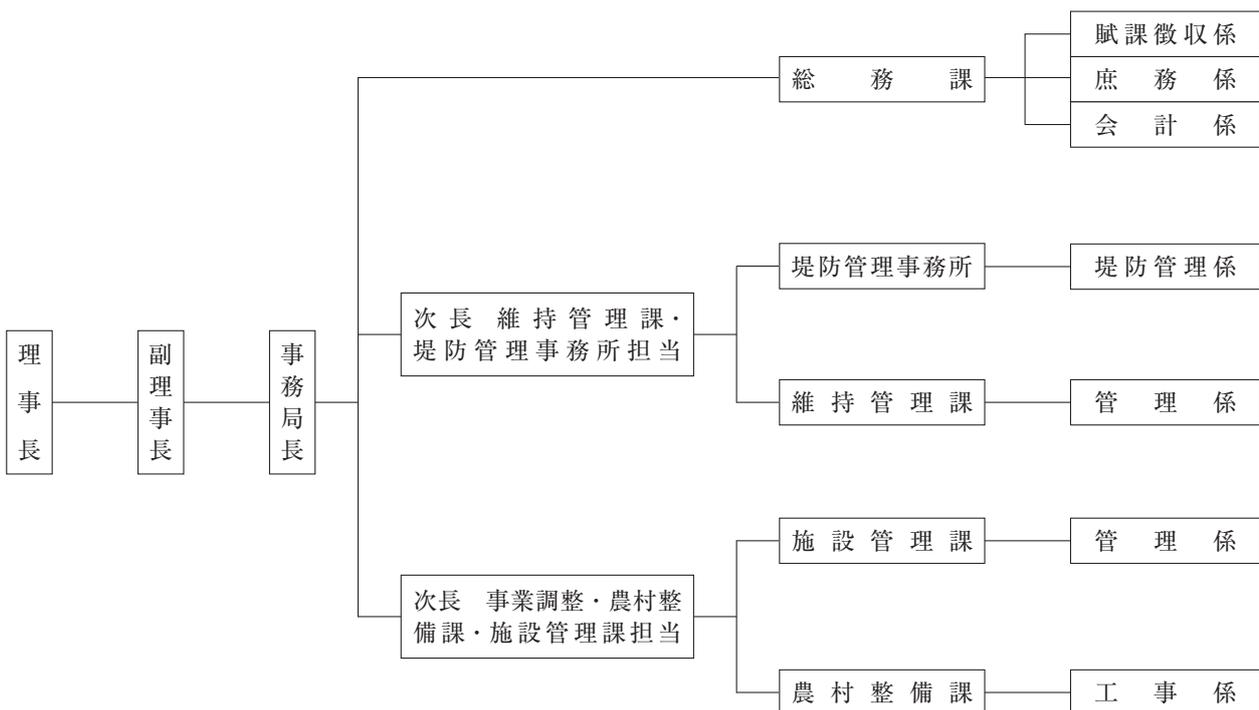


本検査での現地講評

◇児島湾土地改良区機構図

児島湾土地改良区は、下記組織により業務を行っています。

(平成26年 4月 1日現在)



◇事務局人事異動

○採用（平成26年 4月 1日付）

総務課 賦課徴収係 書記補	船 越 英太郎（新採用）
維持管理課 管理係 書記補	岡 崎 卓 弥（新採用）
農村整備課 工事係 技師補	水 川 隆 成（新採用）
事務局長（嘱託）	山 内 一 宏（更新）
次長 事業調整・農村整備課 ・施設管理課担当（嘱託）	佐 山 義 和（更新）
次長 施設管理課長事務取扱 （嘱託）	中 西 弘 進（更新）
農村整備課 工事係 書記 （嘱託）	伊 澤 信（更新）

○昇任（平成26年 4月 1日付）

次長 維持管理課・堤防管理 事務所担当 維持管理課長 事務取扱	國 定 一 郎（維持管理課 課長）
総務課長 維持管理課・堤防 管理事務所担当	継 山 修（総務課 課長補佐 庶務係長事務取扱）
堤防管理事務所長 堤防管理 係長事務取扱	濱 田 達 典（堤防管理事務所 堤防管理係 係長）
総務課 課長補佐	石 原 猛 裕（総務課 賦課徴収係 係長）
維持管理課 課長補佐	岡 本 満（維持管理課 管理係 係長）
総務課 賦課徴収係 係長	渡 邊 真 也（総務課 賦課徴収係 主任）
総務課 庶務係 係長	佐 藤 秀 明（総務課 庶務係 主任）
維持管理課 管理係 係長	田 宮 克 志（維持管理課 管理係 主任）
農村整備課 工事係 主任	久 山 聡 弘（農村整備課 工事係 技師）
堤防管理事務所 堤防管理係 主任	吉 岡 史 郎（維持管理課 管理係 書記）
堤防管理事務所 堤防管理係 書記	加 賀 睦（堤防管理事務所 堤防管理係 書記補）
総務課 庶務係 書記	岡 田 裕 斗（総務課 庶務係 書記補）

○配置替（平成26年 4月 1日付）

農村整備課長 工事係長事務 取扱	大 野 勝 敬（堤防管理事務所長）
---------------------	-------------------

○退職

平成26年 3月31日付	佐 藤 泰 弘（次長 総務課・維持管理課・堤防管理 事務所担当 総務課長事務取扱）
平成26年 3月31日付	橋 爪 重 雄（次長 農村整備課長事務取扱）

※ゴミの投棄をなくしましょう。

＝きれいな川・美しい児島湖にしよう＝

家庭からの廃棄物や飲料等のペットボトルや空缶、また、肥料等のポリ袋、刈取られた雑草等が無造作に捨てられ、これらの総てが川藻に絡まって各地区の排水機場に集まってゴミの山となっています。それは本当に目を覆うばかりです。これ以外に児島湖に直接流れ込む物もあります。

そのためこれらのゴミ処理に児島湾土地改良区は、毎年莫大な処理費（約一千万円）を費やしその量は、年々増大しています。

これらを改善するには、川や水路をいつくしみ、水をきれいにするという住民一人一人の自覚と意識を更に広めていただき、このことを一人一人が実行していくことが最善の策と思われます。そして「ゴミを捨てない」運動を組合員の皆様とより一層展開し、きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、私たちに親しみのもてる水辺環境に組合員の皆様と共にして行こうではありませんか。

児島湾土地改良区からのお願いです。

表紙の解説

名称：丙川機場、所在地：岡山市南区藤田、事業名：県営湛水防除事業

設置年：昭和52年、使用目的：排水、受益面積：815.6ha

ポンプ形式：横軸軸流、ポンプ口径：1,350mm、台数：3台、

排水量：3.8m³/S×3台

おくやみ

第11区（藤田錦六区地区）の畑 耕三総代が去る 3月23日に逝去されました。

心よりご冥福をお祈りいたします。（総代期間：H8.8.2～H26. 3.23）

総代研修 京都府巨椋池土地改良区を視察



巨椋池土地改良区事務所

役員と総代が交互に行っている視察研修は、昨年度は総代の実施年度で、平成25年11月21日～22日で京都府宇治市にある巨椋池土地改良区を視察しました。今回の視察研修は、総代24名、理事1名、事務局3名の28名で実施しました。

巨椋（おぐら）池干拓地は、京都府南部山城盆地の宇治川左岸に位置し、京都市の中心部から12km真南にあり、現在は、京都市、宇治市及び久世郡久御山町の2市1町にまたがる地域です。旧池底部の干拓地は、すり鉢状で既耕地から1～1.75m低い平坦地です。

かつて巨椋池は、宇治川、木津川及び桂川の三大河川の合流する遊水地帯で、周囲16km、面積約800haに及ぶ広大な水面でした。明治時代の宇治川の付け替え工事により、明治39年宇治川と分離されたため、池の水位は著しく低下しました。その結果、水質が悪化し漁獲量は減少し、かつての景観は失われ上沿岸の水害が繰り返されるなどし、この池は有害無用に近い存在となりました。

農地への転換を願う地元運動が起こり、農地の新規開発と沿岸既耕地の利用増進を目的として、国内初めての国営干拓事業が昭和8年に着工し、昭和16年に完成しました。工事は、国営、京都府営、耕地整理組合営で実施され、総事業費は、3,464千円で、この事業により634haの干拓田が生まれ、合わせて周辺既耕地1,260haの改良が行なわれました。戦中・戦後に食糧増産が叫ばれた時期、干拓田で生産された米は2万石（約3,000トン）、周辺既耕地約1万石という実績を上げました。

干拓地は昭和41年国道1号バイパスの地区内通過に始まり、昭和63年京滋バイパスが、さらに現在では第二京阪道路久御山ジャンクションの建設完成と自動車交通の要衝地となっています。昭和40年代以降、周辺部は宅地化され、干拓地は都市の様々な影響を受けているが、京都、大阪に近い一大農業地帯として、米や淀大根などの軟弱野菜の生産が行なわれている。

当日は、金子事務局長、藤田総務課長の出迎えを受け、事前に申し込んでいた研修事項について担当職員から丁寧な説明を受け、研修を行った。



巨椋池土地改良区で研修中の総代さん

◎巨椋池土地改良区の概要

巨椋池土地改良区は、昭和7年に耕地整理組合として設立され、昭和27年8月に土地改良区に組織変更された。用水、排水、道路の管理が主な業務となっている。

平成25年4月現在、受益区域は、京都市、宇治市、久世郡久御山町の2市1町で受益面積は1,023ha。組合員2,271名、総代50名、役員は理事12名、監事3名、理事会の委員会は基本問題、地区除外及び水利調整の各委員会があり事務局は事務局長以下総務課、管理課の2課制で職員11名（うち嘱託職員3名）の組織で運営されている。

◎平成23年度一般会計収支決算

収入の部

支出の部

組合費	118,077,620円	事務所費	52,766,099円
繰入金	8,922,000円	維持管理費	92,749,463円
財産収入	522,900円	調査費	0円
使用料及手数料	3,742,490円	公債費	0円
補助金	8,276,000円	財産費	1,049,000円
交付金	10,735,000円	拠出金	3,739,049円
受託費	26,280,200円	改良事業費	27,548,500円
雑収入	1,496,790円	雑支出	81,622円
繰越金	7,143,776円		
収入合計	185,196,776円	支出合計	177,933,733円

賦課金は、この干拓地を造成するときに米1俵ということで実施しており、現在は地籍割として平成25年度は10 a 当たり経常経費賦課金13,700円を賦課している。平成25年度農地転用決済金は10 a 当たり35万円を徴収している。算定方法は維持管理費等で算出している。

◎府営水質保全対策事業

都市化による農業用水の汚濁により、灌漑用水の水質保全と効率的な配水を図るため、水源を宇治川に求め、揚水機場を新設するとともに管水路を地区内に網状に配管し清水を地区内に導入する事業である。工期は昭和49年度～平成10年度、事業費は39億1千万円。



巨椋池排水機場の建屋

◎府営土地改良総合整備事業

用排兼用の水路を改修、排水専用の水路とし、道路沿いに用水路を新設し、更に道路を拡幅整備するもの。工期は昭和63年度～平成13年度、事業費は27億8千8百10万円。



巨椋池排水機場の内部

◎国営総合農地防災事業巨椋池地区

巨椋池排水機場の全面的な改修事業として、平成8年度に全体実施設計が採択された。平成11年度に起工、平成17年度から新排水機場の供用が開始された。平成18年度末に全ての工事が完了し、京都市、宇治市、久御山町によって設立された巨椋池排水機場管理連絡協議会が管理し、その操作管理を巨椋池土地改良区が受託している。排水能力は従来の倍の80m³/S。

◎国営附帯府営農地防災事業

施設の老朽化により農地の湛水被害が生じている。このため、国が排水機場を改修したことにあわせて、京都府が接続する排水路を改修する。

◎賦課金について

賦課金は、地籍割として平成25年度は10 a 当たり経常経費賦課金13,700円を賦課している。経常経費賦課金は、平成9年度から据置かれている。賦課金の徴収については、直接徴収している。徴収方法は J A 等の指定金融機関や郵便局で徴収し、一部口座振替も実施している。平成23年度の徴収率は99%以上である。(組合員数2,000人以上)

◎まとめ

巨椋池干拓地は、組合員 1 人当たり50aの耕作面積である。そこに自動車専用道路が縦横に通っている。インターチェンジも出来ていた。干拓地の中に学校も建っていた。この開発の波がどこまで来るのか。十数年後にまた訪れてみたいと思った。

◎児島湖の水位情報等について (岡山県からのお知らせ)

児島湖の水位や樋門の開閉状況が
インターネットや携帯電話でご覧いただけます。

【アクセス方法】

- パソコンやスマートフォンから
 - ・検索サイトから『岡山県 防災』で検索
 - 『岡山県総合防災情報』を選択
 - 『防災関連情報』の『児島湖水位情報』をクリック
 - ・URLを入力 → <http://www.kojimakoinfo.pref.okayama.jp/>

- 携帯電話から
 - ・検索サイトから『岡山県 防災』で検索
 - 『岡山県総合防災情報』を選択
 - 『観測情報』を選択
 - 『児島湖水位情報 (リンク)』を選択
 - ・URLを入力 → http://www.kojimakoinfo.pref.okayama.jp/m/top_m.html

転用等、地区除外に伴う決済金について

◎農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第42条の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが必要です。

平成26年度の決済金等は下記のとおりです。

※市街化区域及び農業用施設に供するため200㎡未満の農地転用等についても、届出・決済等の手続きが必要です。

（平成26年度）

区 域	決済金	調査費	手数料	区 域	決済金	区 域	決済金
全 域	1㎡当たり 6.49円	1㎡当たり 10円	1筆当たり 1,500円	都六区 (パイプライン)	1㎡当たり 26.29円	都・大曲 (パイプライン)	1㎡当たり 36.34円

また、1,000㎡以上の転用等については、別途協議が必要となります。

◎組合員の資格取得・喪失の届け出について

土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務づけられています。

1. 組合員が死亡した場合、相続または耕作する者からの通知
2. 組合員が農地の喪失または取得した場合（農地の売買、経営移譲、贈与等）、両者による通知
3. 住所を変更した場合

◎公共事業の転用決済金について

公共事業（道路、河川、学校用地、公園等）用地として買収または寄付される農地についても転用決済金の納付が義務づけられています。

◎農地の地目変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

この手続きをなされないと、当該土地の削除が行われずにいつまでも賦課されることとなりますので、必ず届出をして下さい。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。先ずはお気軽に電話でお尋ね下さい。

（TEL086-262-0175）